

# アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-105

ファイナンス・リース（リーシング）に関する2006年6月22日付モンゴル国法律  
〔仮訳〕

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2017年2月6日（月）

## ファイナンス・リース（リーシング）に関する2006年6月22日付モンゴル国法律 〔仮訳〕

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 ファイナンス・リース契約の締結並びに当事者の権利、義務及び責任
- 第3章 その他の規定

### 第1章 総則

#### 第1条 法律の目的

1 この法律は、ファイナンス・リース（リーシング）と関連する関係を調整する。

#### 第2条 ファイナンス・リースに関する法令

1 ファイナンス・リースに関する法令は、民法、破産に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。

2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

#### 第3条 ファイナンス・リース及びその種類

1 「ファイナンス・リース」とは、レッサーがレシーの注文に従い、第6条第1項所定の財物を自ら生産し、若しくは第三者をして生産させ、又は第三者から購入し、契約に基づいて一定の期間において、有償でレシーの占有及び使用に移転し、レシーが定期的にリース料を支払うことをいい、かつ、これを「原リース」という。

2 ファイナンス・リースは、前項所定のほか、次の種類を有することができる。

(1) レッサーが書面により与えた同意に基づいてレシーが自らレッサーの権利及び義務を引き受け、リース物件を契約に従い他人にリースするファイナンス「転リース」

(2) レッサーがファイナンス・リース契約が終了した後に原レシーからリース物件の返還を受け、他のレシーにリースする「2次的リース」

(3) ファイナンス・リース契約によりリース物件をレシーの所有に移転した後に、レシーがレッサーの権利及び義務を引き受けて第三者にリース・バックするファイナンス「回転リース」

#### 第4条 ファイナンス転リース

- 1 転リースのレッサー及びレシーは、この法律所定の手続に従い契約を締結し、この法律所定の権利を享有し、義務を引き受ける。
- 2 原リース契約を終了させ、又はそれを解除した場合には、転リース契約は、同時に終了する。
- 3 リース契約が前項の定めに従い期限前に終了した場合には、転レシーは、原レッサーと優先的に契約を締結する権利を有する。
- 4 裁判所が原リース契約を無効であると認定した場合には、当該契約に基づいて締結した転リース契約は、同時に無効であると認定される。
- 5 転リース契約期間は、原リース契約の期間を上回らない。

#### 第5条 ファイナンス・リースに課すべき要求

- 1 ファイナンス・リースは、次の要求のいずれをも満たしたものとする。
  - (1) 契約期間が終了するのにおいてリース物件をレシーの所有に移転するよう契約に表示すること。
  - (2) 契約期間を当該リース物件となる財物の使用期間の4分の3を下回らないように定めること。
  - (3) 契約の価額総額を当該リース物件となる財物の価値の90パーセント以上と等しいように定めること。
- 2 前項第(2)号所定の期間は、経済単位の所得税法所定の期間によって、これを定める。

#### 第6条 ファイナンス・リース物件

- 1 建築施設、設備及び運送手段等の使用過程において基本的性能がなくならず、固定資産にかかわる有形財物は、ファイナンス・リース物件（以下「リース物件」という。）とすることができる。
- 2 次の財物は、これをリース物件とすることができない。
  - (1) 自然資源（土地、地下、その資源、水、植物、動物及び大気）
  - (2) 国又は地方所有の財物
  - (3) 民法第84条第5項所定の無形財物（株式、有価証券及び権利）
  - (4) 火器及び放射性又は化学有害物質等の関連する法令により、生産、販売又は利用に対し制限が定められた財物
- 3 ファイナンス・リース契約の期間において、リース物件の所有者は、レッサーである。
- 4 法律に別段の定めのある場合を除き、ファイナンス・リース期間にリース物件をいずれの当事者の貸借対照表に記載するのかは、レシー及びレッサーが契約により相互に協議してこれを決定する。

#### 第7条 ファイナンス・リース契約の価額総額及びリース料

- 1 ファイナンス・リース契約の価額総額は、次の価額及び対価によりこれを構成する。
  - (1) リース物件を購入し、生産し、注文し、取得し、運送し、据え付け、テストイングし、若しくは使用に導入する活動又はそれらと類似する活動にレッサーが支出した費用及びリース料
  - (2) リース利息

## 第2章 ファイナンス・リース契約の締結並びに当事者の権利、義務及び責任

### 第8条 ファイナンス・リース契約の形式及び内容

- 1 ファイナンス・リース契約は、書面によりこれを締結する。

- 2 ファイナンス・リース契約には、民法第 313 条第 2 項所定のもののほか、次の事項を表示する。
    - (1) レッサー、レスシー及び第三者の正式名称、所在地並びに支払いをさせる者の名称及び職務
    - (2) 契約期間
    - (3) 当事者の権利、義務及び引き受ける責任
    - (4) リース物件の名称、生産者、生産日、技術的指標、規模、性能その他の特徴、構成部品及び付帯物件に関する情報並びにそれを使用する目的
    - (5) リース物件及び第三者を選定した当事者
    - (6) リース物件をレスシーに移転する手続（リース物件を組み付け、据え付け、及び使用に導入する期限、引き渡し、及び受領する者並びに移転する日及び場所。必要のある場合には、分解して移転する期限及び条件）
    - (7) 保証付期間並びにその後の段階の修理及びサービス
    - (8) リース物件の使用、修理及びサービスにアクセスする手続並びにレッサーにアクセスさせるために合意したレスシーの財務その他の文書の名称及びアクセスする手続
    - (9) リース物件の返還を受ける条件及び手続
    - (10) 契約の履行について監督を行い、及び紛争を解決する手続
    - (11) 契約に追加若しくは変更を導入し、契約が終了し、又は契約を期限前に終了させる条件
    - (12) 必要のある場合には、リース物件をレスシーの所有に移転する条件及び手続
    - (13) リース料の範囲、それを譲渡する手続及び当事者が必要であると認めるその他の事項
  - 3 必要があると認める場合には、前項所定の情報を含んだ文書は、原契約にこれを添付する。
  - 4 レッサーとレスシーとの間で締結したファイナンス・リース契約の分離不能部分は、レッサーが第三者と締結したリース物件を売買する契約である。
  - 5 レッサーがリース物件を自ら生産する場合には、第 3 項の規定は、これを適用しない。
  - 6 レッサーがリース物件に保険を付し、又はこれを担保、保証若しくは身元保証に提供する場合には、それらの契約をファイナンス・リース契約に添付する。
- ### 第 9 条 レッサーの権利及び義務
- 1 ファイナンス・リース契約のレッサーは、民法第 288 条所定の財産賃貸人の権利及び次の権利を享有する。
    - (1) レッシーからリース料を契約所定の期間に取得する権利
    - (2) レッシーが義務を履行しなかったことに起因して自己にもたらした損害を賠償させる権利
    - (3) 法律又は契約所定の事由によりリース物件の返還を受け、契約を終了させ、及びそれに関連する費用をレスシーをして補償させるよう要求する権利
    - (4) 契約所定のレスシーの財務証憑を取得し、並びにリース物件の使用、修理及びサービスについて現場でアクセスする権利
    - (5) 法律又は契約所定のその他の権利
  - 2 ファイナンス・リース契約のレッサーは、民法第 288 条所定の財産賃貸人の義務及び次の義務を引き受ける。
    - (1) レッシーの申込み又は注文に従いリース物件を自己が生産し、第三者に生産

させ、又は購入して契約所定の条件及び期間によりレシーに移転する義務

- (2) 第三者に生産させ、又は第三者から購入する物件をファイナンス・リース契約の物件とする旨を第三者に通知する義務
- (3) 不服要求を提出する期間が終了していない場合において、リース物件を他人の所有に移転し、又はレシーが交替させられるときは、その旨を第三者に通知する義務
- (4) リース物件をレシーの所有に移転するように契約に定めた場合には、契約条件をしかるべく満たした後に、当該リース物件をレシーの所有に障害なく移転する義務
- (5) 法律又は契約所定のその他の義務

#### 第 10 条 レシーの権利及び義務

1 ファイナンス・リース契約のレシーは、民法第 289 条所定の財産賃借人の権利及び次の権利を享有する。

- (1) リース物件をリース契約所定の条件に従い、自己の所有に移転して取得し、ファイナンス・リースにより連続させて使用する申込みを提出し、又はレッサーに返還する権利
- (2) 第 5 条第 1 項第(1)号所定の契約を締結した場合には、価額を約定した期間前に事前に支払い、リース物件を自己の所有に移転して取得する申込みをレッサーに提出する権利
- (3) 契約に別段の定めのある場合を除き、レッサーに不服要求を提出する前に第三者のもたらした損害をその者に請求する権利
- (4) リース物件を受領した時から（ただし、生産設備をリースした場合には、生産が開始した後に）リース料の支払いを開始する権利
- (5) 受領する時に物理的な、又は法的違反のある場合には、リース物件を返還し、又は無償で修理し、完全なものとし、若しくはリース料をしかるべき範囲で減額させることを要求する権利
- (6) レッサーが交付する物件がリース物件その物であるか否かを受領する時に検査し、リース物件でない場合には、受領を拒絶する権利
- (7) レッサーが契約により引き受けた義務を履行しなかった場合には、リース料の支払いを一時的に停止する権利
- (8) 法律又は契約所定のその他の権利

2 ファイナンス・リース契約のレシーは、民法第 289 条所定の財産賃借人の義務及び次の義務を引き受ける。

- (1) リース物件を受領し、リース料を期間内に支払う義務
- (2) リース物件の使用、修理及びサービスにアクセスさせるため、レッサーをリース物件の所在する場所に障害なく運送し、契約において約定した財務その他の文書にアクセスさせる義務
- (3) 法律又は契約所定のその他の義務

前項第(2)号所定の権利に従い、レシーが提出した申込みについて、レッサーは、書面により回答を与える。

#### 第 11 条 第三者の権利及び義務

1 ファイナンス・リース関係に参加する第三者は、民法第 243 条第 2 項の規定並びに第 246 条（財産送付についての売主の義務）、第 253 条（財産の瑕疵についての売主の権利及び義務）及び第 258 条（売却財産の保管義務）及び第 316 条（ファイナンス・リース契約における第三者の権利及び義務）所定の権利を享受し、義

務を引き受ける。

第三者は、リース物件の技術的指標のある文書、使用に係る指示及び安全な作業手続をレシーに与える義務を有する。

#### 第12条 当事者の権利又は義務の他人への譲渡

- 1 レッサーは、レシーに事前に書面により通知したことに基づいて契約所定の権利又は義務の全部又は一部を他人に譲渡することができる。
- 2 レッサーは、契約期間においてリース物件を他人の所有に移転する場合には、その旨をレシーに事前に書面により通知し、かつ、所有権の移転を受けた当事者は、ファイナンス・リース契約所定の条件に従い、当該契約を継続させる義務を有する。
- 3 レシーは、レッサーから事前に書面により承諾を取得したことに基づいて契約所定の権利又は義務の全部又は一部を他人に譲渡することができる。
- 4 第三者は、リース物件と関連する義務をレッサー及びレシーが書面により与えた承諾に基づいて他人に譲渡することができる。
- 5 レッサー、レシー又は第三者が第1項、第3項又は前項の定めに従い、権利又は義務を他人に譲渡したことは、当該契約の変更を要求する根拠とはならない。

#### 第13条 当事者の引き受ける責任

- 1 リース物件を受領した後にレッサーの承諾なくして他人に譲渡し、又はその構造若しくは組成を変更し、若しくは契約所定以外の目的のために使用し、毀損し、損壊し、喪失し、若しくは損耗したことにより生じた損害については、レシーが責任を負う。
- 2 前項所定の事由が生じたことは、レシーが契約の終了を要求し、又はリース料若しくはリース利息を支払わない根拠とはならない。
- 3 第三者が契約により引き受けた義務を履行せず、又はしかるべく履行しなかったことにより生ずる損害は、契約に別段の定めのある場合を除き、レッサーがこれを除去する義務を有し、かつ、レシーが第三者を選定した場合には、この規定は、これを適用しない。
- 4 契約所定以外の目的のリース物件を提供したことによりそれを交換し、返還し、又は売却する等の要求が生じた場合には、それと関連して生ずる費用については、契約に別段の定めのある場合を除き、レッサーが責任を負う。ただし、レシーが自ら第三者を選定した場合には、この規定は、これを適用しない。
- 5 「回転リース」を締結した場合には、レシーは、第三者の権利を享有し、義務及び責任を引き受ける。
- 6 レッサーは、ファイナンス・リース物件を自ら生産した場合には、第三者の権利を享有し、義務及び責任を引き受ける。
- 7 レシー、レッサー及び第三者間においてファイナンス・リース契約を締結した場合には、契約に別段の定めのある場合を除き、レッサーは、第三者が義務を履行しなかった責任をレシーに対し負担しない。
- 8 第9条第2項第(2)号又は第(3)号所定の義務を履行しなかったことに起因して第三者又はレシーにもたらした損害については、レッサーが責任を負う。
- 9 リース物件を転リースすることは、レシーをリース料から免除し、また契約を変更し、又は変更を要求する根拠とはならない。

#### 第14条 契約当事者の破産

- 1 破産者であるレッサーがその権利又は義務を第三者に譲渡したことは、ファイナンス・リース契約を終了させ、又は変更を要求する根拠とはならない。

- 2 レッシーが破産した場合には、LESSORは、リース物件の返還を受け、又は返還を受けることなく破産したLESSYの財産に残してリース料の残余の部分を破産に関する法律所定の手続に従い請求する権利を有する。
- 3 リース物件を破産したLESSYの財産に残すようにLESSORが決定した場合以外の場合には、当該財産を破産したLESSYの財産であると認め、登記し、強制的に分離し、又は没収することは、これを禁止する。
- 4 契約当事者の破産と関連するこの法律所定以外の関係は、関連する法律によりこれを調整する。

#### 第15条 リース物件の返還による受領

- 1 LESSORは、次の場合には、事前の通知に基づいてLESSYからリース物件の一時的返還を受ける権利を有する。
  - (1) LESSYがリース物件をLESSORが書面により与える承諾なくして他人に移転した場合
  - (2) LESSYがリース物件を契約所定以外の他の目的のために使用した場合
  - (3) LESSYがリース物件の使用、修理又はサービスへのアクセスの可能性をLESSORに与えなかった場合
  - (4) LESSYがリース料を3回連続して支払わなかった場合
  - (5) 契約所定のその他の場合
- 2 LESSORは、前項所定の事由が消滅すれば、直ちにリース物件をLESSYに返還し、契約所定の権利及び義務を継続して履行する義務を有する。
- 3 前項の定めに従い、リース物件を返還しなかった場合には、LESSYは、それにより生ずる損害をLESSORに対し請求する権利を有する。

#### 第16条 ファイナンス・リース契約の終了及び契約の解除

- 1 ファイナンス・リース契約を終了させるのにおいては、民法第294条及びファイナンス・リース契約による。
- 2 LESSOR又はLESSYのいずれかが契約を終了させる場合には、その旨を相手方に通知し、かつ、契約を解除し、当該解除から生ずる効果を決定することと関連する関係は、民法第204条及び第205条の定めに従い調整する。
- 3 LESSOR又はLESSYのいずれかが契約を解除し、又はリース物件の返還を受けの際に、LESSYがリース契約の価額総額の50パーセント以上を支払った条件の下において、リース物件の所有と関連する紛争が生じた場合には、契約に別段の定めのある場合を除き、裁判所又は仲裁手続により解決させる。
- 4 LESSYの故意又は過失によりファイナンス・リース契約が期限前に終了した場合には、LESSORが提出する要求の範囲は、リースした財産の減価償却を計算した価額を考慮してこれを確定する。

### 第3章 その他の規定

#### 第17条 リース物件の担保

- 1 LESSORは、LESSYが書面により与えた承諾に基づいてリース物件を他人と締結する担保契約の物件として使用することができる。
- 2 前項の定めに従い担保権が設定されたリース物件が他人に移転した場合には、移転を受けた者は、ファイナンス・リース契約を継続する義務を有する。
- 3 LESSYがリース物件を担保物件として使用することは、これを禁止する。

#### 第18条 ファイナンス・リースの保証及び身元保証

- 1 LESSORは、契約所定の義務の履行を満たさせるため、LESSYから担保を

取得し、また身元保証、銀行保証その他の者の保証を発行させることができる。

2 前項の定めに従い担保を取得し、又は身元保証、銀行保証その他の者の保証を発行させるように当事者が合意した場合には、民法の関連する規定に定めた条件及び手続により契約を締結する。

3 当事者は、合意に基づいて、リース物件に保険を付すことができる。

#### 第 19 条 リース物件又はそれと関連する権利の国家登記

1 ファイナンス・リース契約所定のリース物件又はそれと関連する権利は、当事者がこれを国家登記に登記させることができる。

2 前項の定めに従いリース物件又はそれと関連する権利を国家登記に登記することと関連する関係は、財産所有権及びそれと関連するその他の財産権の国家登記に関する法律によりこれを調整する。

#### 第 20 条 国際ファイナンス・リース

1 レッシー又はレッサーのいずれかが次の者である場合には、ファイナンス・リース契約は、これを国際ファイナンス・リース契約であると認定する。

(1) 外国の法人

(2) 我が国に居住していない外国の個人又は外国の領域において恒久的に居住するモンゴル国の個人

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)